|  |  |
| --- | --- |
| **届出担当者等連絡先** |  |

**案内図板チェック表**

許可番号

★特別規制地域で案内図板を設置する場合

★後退距離規制地域で自家広告物以外の野立広告物を設置する場合

**※焼津市では静岡県屋外広告物条例を運用しております。案内図板の詳細な説明につきましては、静岡県ホームページ「野立て案内図板設置の手引き～設置許可の基準と考え方～」を参照してください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **確認書類** | **基　　準** | | **申請者✔** | **焼津市✔** |
| **位置図** | **定義** | **事業所等が主要な道路に接していない等のやむをえない場合に、事業所へ案内・誘導するものである**  ※幹線道路沿いに立地している事業所への案内図板を、その幹線道路に掲出できない | **確認** | **確認** |
|  |  |
| **距離** | **設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10ｋｍ以内** ※【距離：　　　　ｋｍ】 |  |  |
| **写真等** | **相互間距離** | **相互間距離は、左右方向に50ｃｍ以上、前後方向に5ｍ以上離す** |  |  |
|  | **高さ** | **高さは地上5ｍ以下**　　　　　　　　　　　　　　　※【高さ：　　　　　ｍ】 |  |  |
| **面積** | **（特別規制）片面３㎡以内**　　　　　※【縦　　　　ｍ×横　　　　ｍ=　　　　　㎡】 |  |  |
| **（後退規制）片面５㎡以内**　　　　　※【縦　　　　ｍ×横　　　　ｍ=　　　　　㎡】 |  |  |
| ※裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりくっつけて表示していること  (特別)一面3㎡×3㎡はＮＧ  1.5㎡×1.5㎡ならＯＫ  (後退)一面5㎡×5㎡はＮＧ  2.5㎡×2.5㎡ならＯＫ |  |  |
| **矢印表示** | **地図又は矢印が表示されている** |  |  |
| **幹線道路沿いに事業所がある場合、直進で誘導していない** |  |  |
|  | **案内表示の面積は、全体の1/3以上**　　　※【全体の面積　　　　　　　　　㎡】  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※【案内表示面積　　　　　　　　㎡】  ※案内表示とは、案内広告に表示された地図・矢印・設置場所から事業所までの距離、案内又は誘導を目的とした表示のこと |  |  |
| **写真・絵** | **写真・絵（イラスト・商標等）の面積は全体の1/3以下**※【イラスト面積　　　　㎡】 |  |  |
| **写真や絵に重ねて、文字・地図・矢印が表示されていない** |  |  |
| **地の色彩** | **彩度８以下、明度３以上**　※【彩度：　　　　　　　　以下】  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※【明度：　　　　　　　　以上】  ※案内広告の地とは、文字・地図・矢印、写真及び絵以外の部分 |  |  |
| **電飾設備** | **動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）が使用されていない** |  |  |
| **協同看板** | **（特別規制）片面10㎡以内、１者あたり2㎡以内** |  |  |
| **（後退規制）片面15㎡以内、１者あたり3㎡以内** |  |  |
| **裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりとつけて表示しており、裏も5者以上の協同看板である** |  |  |

**規則による基準**下記の表の該当箇所へ✓願います。また、「※」箇所への記入もお願いします。なお、該当がない箇所は「-」を記入願います。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査印 |  |  | 結果 |  | 可・否 |